

○美祢市がんばる企業応援資金融資制度要綱

平成28年2月22日

告示第14号

改正 令和2年3月25日告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の中小企業者に対する融資を円滑にすることにより、中小企業者の経営基盤の安定化を図り、中小企業者の育成及び地域産業の振興に資することを目的とする美祢市がんばる企業応援資金融資制度（以下「融資制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された山口県信用保証協会をいう。
- (3) 取扱金融機関 融資制度を実施するため、市長が指定した金融機関をいう。

(融資のあっせん)

第3条 市長は、この告示の定めに基づき中小企業者に対して行われる融資をあっせんするものとする。

(融資の種類及び内容)

第4条 融資の種類及び内容は、別表に定めるとおりとする。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行及び西中国信用金庫の市内各支店並びに各出張所とする。

(融資の申込資格)

第6条 融資のあっせんを受けようとする中小企業者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 個人にあつては市内に1年以上居住し、法人にあつては市内に1年以上事業所を有し、かつ、1年以上（個人にあつては専従者であった期間を含む。）同種の事業を営む者であること。
- (2) 申込時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険税（法人であるときは、その代表者個人に係るものを含む。）を完納していること。

- (3) 事業計画が妥当であり、将来引き続き事業を営む誠意が認められる者で、貸付金の返済能力があると認められること。
- (4) 保証協会の求償権に対する弁済義務を有していないこと。
- (5) 保証協会の保証を受けた融資等の返済が延納中でないこと。
- (6) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 許可、認可又は免許を必要とする事業については、既にこれらを取得しているか又は申請中で取得が確実であること。
- (8) 保証協会の保証対象である事業を営むものであること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、創業資金の融資のあっせんを受けようとする中小企業者は、市内で新たに事業を開始しようとする者（事業開始後1年未満の者を含む。）で、事業開始時に市内に事業所及び住所（融資のあっせんを受けようとする者が個人の場合に限る。）を有することが認められる者でなければならない。

（融資の申込み）

第7条 融資のあっせんを受けようとする中小企業者は、がんばる企業応援資金融資あっせん申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に、保証協会の定める信用保証委託申込書その他必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類のほか必要と認めるものを提出させることができる。

（融資の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込書その他必要な書類に基づき、保証協会及び申込先の取扱金融機関と協議を行い、融資のあっせんの可否を決定するものとする。

（資金措置）

第9条 市長は、融資制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲で、取扱金融機関に資金を預託するものとする。

2 前項の規定により預託を受けた取扱金融機関は、当該預託額に別に定める協調倍率を乗じて得た金額以上の融資残高を保有するよう努めなければならない。

3 預託金に係る利息は、取扱金融機関の普通預金利率とする。

4 預託の時期、期間その他預託に必要な事項は、別に定めるところによる。

（取扱金融機関の取扱条件）

第10条 取扱金融機関は、次に掲げるところにより融資を行わなければならない。

- (1) 融資の条件は、この告示に定めるところによること。
- (2) 両建預金等の条件を付さないこと。
- (3) 他の融資業務との区別を明確にすること。

(保証)

第11条 保証協会は、この告示の定めるところにより、融資に係る信用保証を行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第12条 融資のあっせんを受けた中小企業者は、当該融資を目的以外に使用することができない。

(融資決定の取消し等)

第13条 市長は、融資のあっせんを受けた中小企業者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資のあっせんの決定を取り消すことができる。

- (1) 保証協会による信用保証の承諾の通知を受けた後、保証協会が定める期限までに融資を受けないとき。
- (2) この告示に違反したとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽の事項があったとき。

2 市長は、前項の規定により融資のあっせんを取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に融資されているときは、融資を受けた中小企業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(保証料の補給)

第14条 市長は、融資のあっせんを受けた中小企業者が保証協会に対して支払った当該融資に係る保証料について、その全額を補給することができる。

2 融資を受けた中小企業者は、前項の規定による保証料の補給を受けようとするときは、がんばる企業応援資金融資保証料補給請求書(別記様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(保証料補給金の返戻手続等)

第15条 保証料の補給を受けた中小企業者は、当該融資の一括返済により、保証協会から保証料の返戻が行われる場合又は第13条の規定により、融資のあっせんの決定が取り消された場合は、補給を受けた保証料の補給額の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

2 保証協会は、前項の規定により融資を受けた中小企業者に保証料の返戻を行うときは、市長に対して当該返戻の額を通知するものとする。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要がある認めるときは、取扱金融機関、保証協会及び融資を受けた中小企業者から報告を求め、又は帳簿その他関係書類を調査することができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第42号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第22号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

融資の種類	普通資金	創業資金
資金使途	(1) 運転資金 (2) 設備資金（市内に設置する設備に係るものに限る。）	(1) 運転資金 (2) 設備資金（市内に設置する設備に係るものに限る。）
融資限度額	2,500万円	1,000万円
融資利率	(1) 5年以内 年1.8% (2) 5年超9年以内 年2.0% (3) 9年超10年以内 年2.2%	(1) 5年以内 年1.7% (2) 5年超9年以内 年1.9% (3) 9年超10年以内 年2.1%
保証料率	保証協会所定の率	保証協会所定の率
融資期間	(1) 運転資金 10年以内 (2) 設備資金10年以内	(1) 運転資金 7年以内 (2) 設備資金10年以内
据置期間	(1) 運転資金 1年 (2) 設備資金 1年	(1) 運転資金 6箇月 (2) 設備資金 1年
償還方法	原則、月賦償還とする。	原則、月賦償還とする。
保証人	原則、個人及び法人代表者以外は不要とする。	原則、個人及び法人代表者以外は不要とする。
担保	原則、不要とする。	原則、不要とする。

別記様式第1号(第7条関係)

年 月 日

美祢市長 様

申込者
所在地
商号
代表者名 (印)
(電話)

がんばる企業応援資金融資あっせん申込書

下記のとおり、美祢市ががんばる企業応援資金の融資のあっせんを受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 融資の種類 普通資金 ・ 創業資金
- 2 申込金額 円
- 3 融資期間 月
- 4 資金使途 運転資金 ・ 設備資金
- 5 申込者の業種
- 6 保証人 住 所
氏 名
生年月日
職 業
年 収
- 7 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) その他参考となる資料

別記様式第 2 号(第 14 条関係)

年 月 日

美祢市長 様

申込者
所在地
商号
代表者名 (印)
(電話)

がんばる企業応援資金融資保証料補給請求書

この度、あっせんしていただいた美祢市がんばる企業応援資金について、金融機関から融資を受けましたので、下記のとおり保証料の補給を請求します。

記

請求金額 円

振込先

金融機関名	
支店名	
種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義人	